

## 市第20号議案

## 公有水面埋立てに関する意見提出

次のように公有水面の埋立てをすることについて市長の意見を求められたので、この埋立計画は、横浜港の物流機能の充実及び国際競争力の強化並びに大規模地震にも対応できる岸壁の整備を図るため必要である旨の意見を横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長に提出する。

平成27年 5 月 21 日 提出

横浜市長 林 文 子

## 1 埋立てをしようとする者の名称及び住所

名 称 国土交通省関東地方整備局

代表者 国土交通省関東地方整備局長

越 智 繁 雄

住 所 さいたま市中央区新都心 2 番地の 1

## 2 埋立区域

位 置 中区南本牧 1 番、5 番及び 7 番の 3 地先公有水面

区 域 別図 1 のとおり

面 積 3,523.64m<sup>2</sup>

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

位 置 中区南本牧 1 番、5 番及び 7 番の 3 地先公有水面

区 域 別図 2 のとおり

面 積 172,455.76m<sup>2</sup>

## 4 埋立地の用途

ふ頭用地 約 0.3ha

保管施設用地 約 0.1ha

計 約 0.4ha

## 5 設計の概要

### (1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . +3.50m～D . L . +3.70m (D . L . は、横浜港  
工事用基準面)

### (2) 工作物の種類及び構造

#### A岸壁

構 造 鋼板セル構造

天端高 D . L . +4.00m

#### B岸壁

構 造 二重鋼管矢板構造

天端高 D . L . +4.00m

#### C取付護岸

構 造 二重鋼管矢板構造

天端高 D . L . +4.00m～D . L . +4.20m

### (3) 埋立てに関する工事の施行方法

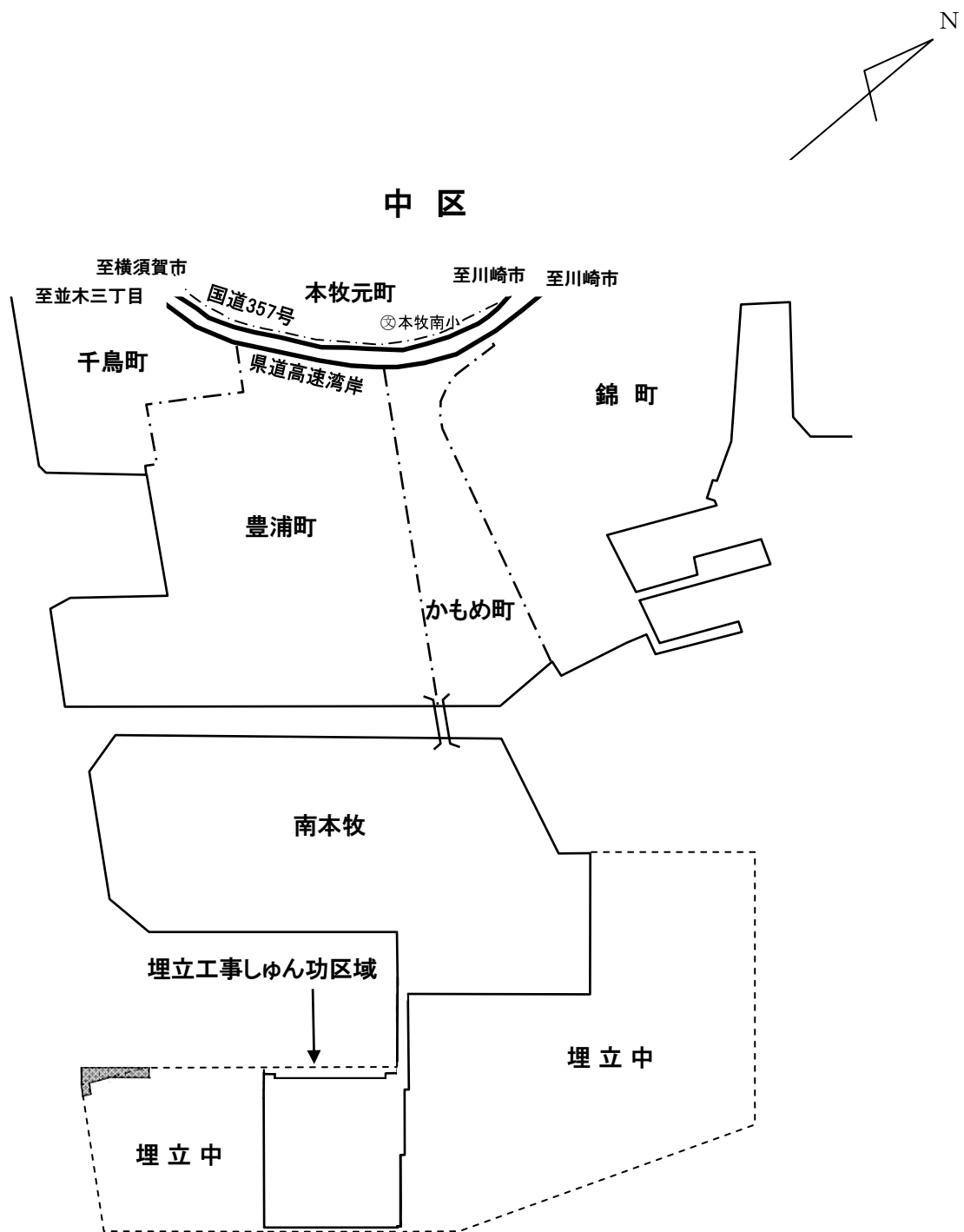
岸壁及び護岸の上部工が完了した後、当該岸壁及び護岸に陸  
上残土を搬入して埋め立てる。


## 6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

4年9箇月間

別図 1

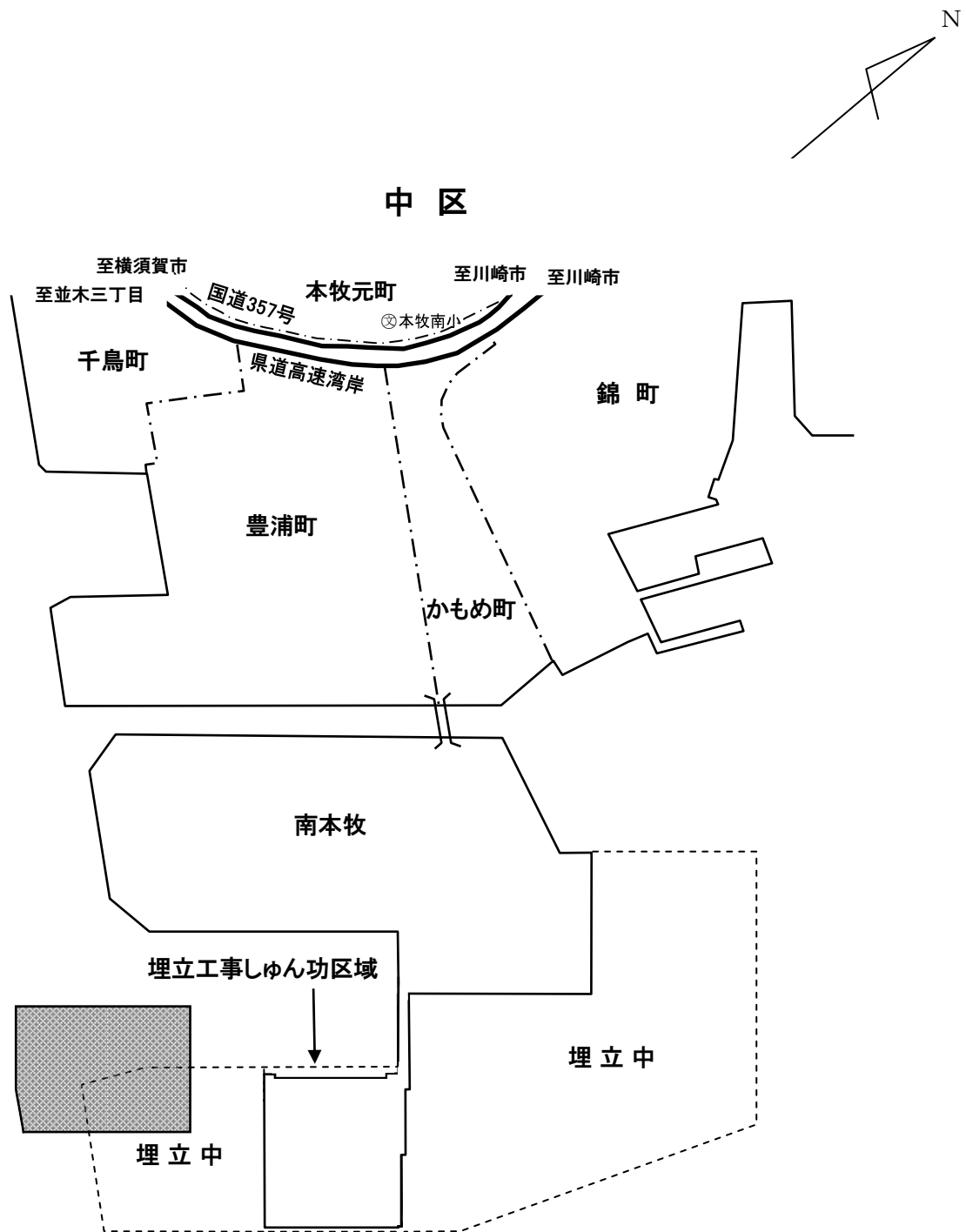
埋立区域平面図


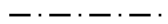


凡 例	
	埋立区域
	町 界

別図 2

埋立てに関する工事の施行区域平面図



凡 例	
	工事の施行区域
	町 界

## 提 案 理 由

公有水面の埋立てをすることについて横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長から意見を求められたので、公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第4項の規定により提案する。

**参 考**

**公有水面埋立法（抜粋）**

第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3 週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第 2 項及び第 3 項省略）

市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第 42 条 国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

（第 2 項省略）

第 2 条第 2 項及第 3 項、第 3 条乃至第 11 条、第 13 条ノ 2（埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ変更ニ係ル部分ニ限ル）乃至第 15 条、第 31 条、第 37 条並第 44 条ノ規定ハ第 1 項ノ埋立ニ関シ之ヲ準用ス但シ第 13 条ノ 2 ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ第 14 条ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ニ通知スヘシ

**港湾法（抜粋）**

（他の法令との関係）

第 58 条 （第 1 項省略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第 252

条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

（第3項及び第4項省略）

参考書類

- 1 横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長からの公有水面埋立てについての諮問（写し）
- 2 公有水面埋立承認願書（写し）

（添付図書省略）

港湾管二第1056号

平成27年2月27日

横浜市長 林 文 子

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子 印

横浜港内の公有水面埋立てについて（諮問）

国土交通省関東地方整備局から別冊のとおり、公有水面埋立ての

市第 20 号

出願がありましたので、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 42 条第 3 項で準用する第 3 条第 1 項の規定により貴職の意見を得たく諮問します。

なお、4 か月以内に答申願います。

公有水面埋立承認願書

国 関 整 港 管 第 117 号

平 成 27 年 2 月 4 日

横 浜 港 港 湾 管 理 者 横 浜 市

代 表 者 横 浜 市 長 林 文 子 様

出 願 人

所 在 地 埼 玉 県 さ い た ま 市 中 央 区 新 都 心 2 番 地 1

名 称 国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局

代 表 者

住 所 埼 玉 県 さ い た ま 市 中 央 区 新 都 心 2 番 地 1

代 表 者 国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 長

越 智 繁 雄 印

公有水面埋立法第 42 条第 1 項の公有水面埋立ての承認を受けたいので、下記により、出願します。



## 記

## 1 埋立区域

## (1) 位置

神奈川県横浜市中区南本牧1番、5番及び7番3の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成26年3月13日付け横浜市港湾管二指令第247号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 1.91 mにより決定）、⑨の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ平成2年1月24日付け横浜市港湾港指令第2197号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 1.87 mにより決定）、①の地点と⑭の地点を結ぶ平成2年1月24日付け横浜市港湾港指令第2196号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 1.87 mにより決定）により囲まれた区域。

①の地点 横浜市公共基準点 617（本牧南小学校）（北緯35度24分58秒6215、東経139度40分07秒7304）から159度13分35秒2,448.80 mの地点

②の地点 ①の地点から 300度12分17秒 2.54 mの地点

③の地点 ②の地点から 30度12分17秒 0.50 mの地点

④の地点 ③の地点から 300度12分17秒 12.48 mの地点

⑤の地点 ④の地点から 315度30分00秒 39.43 mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 45度30分00秒 9.43 mの地点

⑦の地点	⑥の地点から	135 度 30 分 00 秒	1.95 m の地点
⑧の地点	⑦の地点から	45 度 30 分 00 秒	130.87 m の地点
⑨の地点	⑧の地点から	135 度 30 分 00 秒	21.50 m の地点
⑩の地点	⑨の地点から	225 度 30 分 00 秒	92.18 m の地点
⑪の地点	⑩の地点から	210 度 30 分 00 秒	39.53 m の地点
⑫の地点	⑪の地点から	135 度 30 分 00 秒	5.68 m の地点
⑬の地点	⑫の地点から	120 度 12 分 17 秒	12.94 m の地点
⑭の地点	⑬の地点から	213 度 28 分 05 秒	8.29 m の地点

(3) 面積

3,523.64 m<sup>2</sup>

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

神奈川県横浜市中区南本牧 1 番、5 番及び 7 番 3 の地先公有  
水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑤'の地点を  
結んだ線により囲まれた区域。

①'の地点 横浜市公共基準点 617 (本牧南小学校) (北緯  
35 度 24 分 58 秒 6215、東経 139 度 40 分 07 秒 7304) から 166 度  
19 分 03 秒 2,313.13 m の地点

②'の地点 ①'の地点から 45 度 30 分 00 秒 456.54 m の  
地点

③'の地点 ②'の地点から 135 度 30 分 00 秒 376.60 m の  
地点

④'の地点 ③'の地点から 225度30分00秒 445.56 mの  
地点

⑤'の地点 ④'の地点から 306度30分00秒 107.82 mの  
地点

(3) 面積

172,455.76 m<sup>2</sup>

3 埋立地の用途

用途	配置	規模
ふ頭用地	埋立地の北東から南西にかけての位置	0.3ha
保管施設用地	埋立地の南東部に位置	0.1ha

4 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . + 3.50 m から D . L . + 3.70 m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名称	種類	構造
A 岸壁	岸壁	(基礎工) 深層混合処理 サンドコンパクション (本体工) 鋼板セル (上部工) コンクリート <天端高> D. L. + 4.00m
B 岸壁	岸壁	(基礎工) 深層混合処理 サンドコンパクション (本体工) 二重鋼管矢板

		(上部工) コンクリート <天端高>D. L. +4.00m
C 取付護岸	護 岸	(本体工) 二重鋼管矢板 (上部工) コンクリート <天端高>D. L. +4.00m~D. L. + 4.20m

## (3) 埋立てに関する工事の施行方法

## ① 埋立工法

本埋立工事は、-18m 岸壁（A 岸壁、B 岸壁）の整備を目的とした工事であり、埋立区域を一体的に施行・しゅん功させる。埋立ては岸壁及び護岸の上部工が完了し、埋立区域が外界から遮断された後、本埋立区域背後のコンテナヤード整備で発生する陸上残土を搬入し埋立てる。

## ② 埋立てに関する工事の施行順序

埋立てに関する工事は、A 岸壁の北東側から B 岸壁側へ、並行して C 取付護岸の南側から B 岸壁へと順次施行する。

A 岸壁側では、まず、深層混合処理及びサンドコンパクションによる地盤改良を行った後、床掘り及び基礎捨石を行う。次に、鋼板セル、アークを据え付け、中詰材、蓋コンクリートを施行する。続いて、盛石、裏込石を施行し、上部工を施行する。なお、B 岸壁側一部区間には海底に転石があるため、深層混合処理に先駆けて先行削孔を施行する。

C 取付護岸、B 岸壁では施行箇所に既設防波堤の基礎捨石が存在するため、まず、基礎捨石に先行削孔を行った後鋼管矢板を打設する。次に腹起し・タイロッドを設置し、事前混合処理土による中詰及び裏埋土を施行する。次いで上部コン

クリートを打設する。

A岸壁及びB岸壁の上部工の施行後付帯工（係船柱・防舷材等）を施行する。

岸壁、護岸の本体工、上部工、付帯工の施行に並行してクレーン基礎くいを施行する。

外周施設の上部工を施行し概成させた後、埋立て土砂を搬入し、所定の天端高さに整地して埋立てに関する工事をしゅん功させる。

なお、舗装工は、しゅん功後、本埋立地背後のコンテナヤード舗装工の進捗に合わせて施行する。

③ 埋立てに用いる土砂等の種類

陸上残土

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

該当無し

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

4年9月

6 添付図書の目録

(1) 埋立必要理由書

(2) 設計概要説明書

(3) 資金計画書

(4) 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類

(5) 処分計画書

- (6) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
- (7) 公共施設の配置及び規模について説明した図書
- (8) 法第 4 条第 3 項の権利を有する者に関する調書
- (9) 公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書
- (10) 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
- (11) 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真
- (12) 添付図面
  - ア 一般平面図 ( 1 葉 )
  - イ 実測平面図 ( 1 葉 )
  - ウ 求積平面図 ( 1 葉 )
  - エ 海図 ( 1 葉 )
  - オ 埋立地横断面図 ( 1 葉 )
  - カ 埋立地縦断面図 ( 1 葉 )
  - キ 工作物構造図 ( 3 葉 )
  - ク 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 ( 2 葉 )
- (13) 参考図書
  - ア 公図 ( 写し ) ( 1 葉 )
  - イ 既設工作物構造図 ( 2 葉 )
  - ウ 過去 10 年間の春秋分の満潮位表